

4月から後期高齢者医療保険料・国民健康保険料の 仮徴収を開始

次の条件を満たす場合は、保険料が特別徴収(年金からの支払い)となり、4月から仮徴収が始まります(注1)。

仮徴収とは、年間保険料額が確定する前に仮の金額を4・6・8月の年金から徴収するもので、1年の中で支払いの負担が偏らないようにするためのものです。保険料額の決定後は、本徴収として10・12・2月分から残りの保険料が徴収されます。

【後期高齢者医療制度】

対象 特別徴収の対象となる年金(注2)が年額18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせてその年金額の2分の1を超えない方

【国民健康保険】

対象 次の条件を全て満たす世帯

- ・世帯主が、市国民健康保険の被保険者である
- ・世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である
- ・特別徴収の対象となる年金(注2)が年額18万円以上であり、国民健康保険料と介護保険料を合わせてその年金額の2分の1を超えない

【共通事項】

(注1)条件を満たす場合でも、1月31日までに普通徴収(口座振替)への変更の手続きをした方は仮徴収を行いません。

(注2)複数の年金を受給している場合は、優先順位の高い1つの年金が特別徴収の対象となります。

※新たに特別徴収となる方や世帯に、4月初旬に「仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を送付します。

※条件を満たさない場合でも、2月に特別徴収となった方や世帯は、原則4月以降も特別徴収となります。その場合、2月と原則同額を4・6月に特別徴収します。引き続き特別徴収となる方には、金額は通知しません。令和7年度保険料納付(納入)通知書の特別徴収2月の徴収額をご覧ください。

問合せ先

・後期高齢者医療制度

保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

・国民健康保険

保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

くらしの情報



保険・年金

会社などを退職したときは 国民年金の届出を

20歳以上60歳未満の方で、会社などを退職したときや、配偶者の退職により扶養から外れたときは、国民年金の届出が必要です。

国民年金には、保険料の納付が免除される制度があります。保険料の納付が困難な方は、届出の際にご相談ください。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳、基礎年金番号通知書又はマイナンバーが分かる書類
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ・退職日の確認ができるもの(離職票又は雇用保険受給資格者証など)

問合せ先 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181

3月31日まで！ 特定健診の受診はお早めに

市国民健康保険にご加入で、まだ健診を受けていない方は、3月後半は込み合うため、早めに受診してください。

夕方や日曜日に受診できる医療機関や、予約なしで受診できる医療機関もあります。

受診券を紛失した方には、再発行します。お問い合わせください。

令和6年度大阪府内受診率ナンバーワン！健診の大切さを知っていただけで、うれしいです。



問合せ先 保険年金課保健事業担当(1階②番窓口) ☎939・1353

還付金詐欺に注意！



- ・ATMで振込操作をさせようとする
- ・キャッシュカードの暗証番号を聞かれる

全部詐欺！

不審に感じたら、絶対に指示に従わず、一旦通話や対応を終え、保険年金課又は警察までご連絡ください。

問合せ先

- ・保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177
- ・保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

国民年金保険料の収納業務を 民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れていた方に対して、電話や文書による納付・免除申請などの案内を行っています。また、その案内業務を民間事業者へ委託しており、藤井寺地域の委託事業者は「(株)バックスグループ」です。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

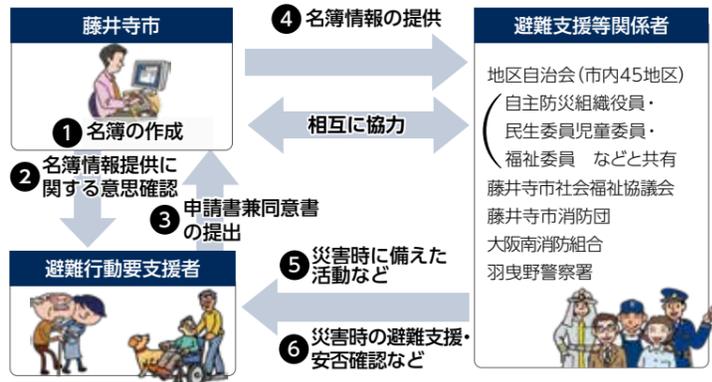


問合せ先 天王寺年金事務所
☎06・6772・7531

避難行動要支援者支援制度登録

大規模な災害が発生したときに、家族などの手助けが無く、自力で避難することに不安があり、地域での支援などを希望する方が登録可能です。この半年間で新たに対象となる方には、申請書兼同意書を郵送します。様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

※既に登録されている方で、登録した情報に変更がある方は「変更届出書」を、登録抹消を希望する方は「登録抹消申請書」を提出してください。



提出・問合せ先

危機管理室企画担当(4階④番窓口) ☎939・1190
 協働人權課広聴・協働担当(1階④番窓口) ☎939・1331
 福祉総務課障害者福祉担当(1階⑥番窓口) ☎939・1106
 高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階③番窓口) ☎939・1169



一人で悩んでいるあなたへ、身近な人の悩みに気付いたあなたへ

悩みを抱えている方は、一人で悩まず、専門の相談機関にご相談ください。また、身近な方の悩みに気づいたら、話を聴いて寄り添い、見守りながら、必要に応じて相談窓口を紹介してください。

●藤井寺市自殺予防心の電話相談

☎930・0775 月～金曜日 10:00～17:00

●こころの健康相談統一ダイヤル

☎0570・064・556 月～金曜日 9:30～17:00

※3月1日(土)9:30～3月31日(火)17:00は、24時間体制で相談を受け付け

●こころの健康に不安を感じたら

・藤井寺保健所のこころの健康相談(予約制)

☎955・4181 月～金曜日 9:00～17:45

・こころの電話相談 ☎06・6607・8814

月・火・木・金曜日 9:30～17:00

・若者専用電話相談(わかぼちダイヤル)

☎06・6607・8814 水曜日 9:30～17:00

・関西いのちの電話 ☎06・6772・1121

24時間365日

・こころの救急箱 ☎06・6942・9090

月曜日19:00～火曜日3:00(8時間)

木曜日19:00～22:00

●フリーダイヤルの電話相談

・自殺予防いのちの電話

☎0120・783・556 毎日16:00～21:00

※毎月10日は8:00～翌日8:00(24時間)

●妊娠中や産後にこころが不安になったら

・大阪府妊産婦こころの相談センター

☎0725・57・5225 月～金曜日 10:00～16:00

●自死遺族相談(予約制)

大切な人を自死(自殺)で亡くされた方のために相談を受け付けています。

・大阪府こころの健康総合センター

☎06・6691・2818 月～金曜日 9:00～17:45

【悩みの相談窓口一覧】

▶大阪府こころの健康総合センターHP



マイナンバーカード交付及び電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 3月15日(日) 9時～12時

※上記の手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

・通知(ハガキ)・本人確認書類

(下記2点はお持ちの方のみ)

・通知カード

・マイナンバーカード

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズです。

【電子証明書の更新手続き】

・マイナンバーカード

・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合せ先 市民課マイナンバー担当

☎939・1357



福祉

日常生活用具の申請受付開始

令和8年4月～9月分のストーマ器具・紙おむつ・人工鼻の申請受付を3月1日から開始します。

過去に上記の申請をしたことのある方はオンラインで申請ができます。

※新規申請を希望する場合は、直接お問い合わせください。

問合せ先 福祉総務課

障害者福祉担当(1階⑥番窓口)

☎939・1106



各種情報

立地適正化計画の策定・届出制度

市では、人口減少や少子化・高齢化の進行、公共施設の維持費の増加など、さまざまな課題を抱えています。そこで、都市機能の緩やかな集約化を促していくことで、将来にわたって暮らしやすいまちを維持していくため、「立地適正化計画」を策定しました。

計画・届出制度の詳細はQRコードからご覧ください。

問合せ先 都市デザイン課都市計画担当(4階④番窓口) ☎939・1214



税

税の申告のご案内

【市・府民税の申告】

日時 3月16日(月)まで

※土・日曜日・祝日を除く、9時～17時

場所 市役所2階税務課

提出・問合せ先 〒583-8583(住所記載不要) 税務課市民税担当(2階②番窓口) ☎939・1060

【所得税の確定申告】

日時 3月16日(月)まで

※土・日曜日・祝日を除く、8時30分～16時

場所 富田林税務署内

※相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」から「オンライン事前予約」の手続きをお願いします。※市役所では、確定申告書の相談・作成は受け付けていません。

※申告書等を書面で提出する際は、下記郵送先の業務センターへ送付してください。

郵送先 大阪国税局業務センター大手前分室(〒540-8543 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館)

問合せ先 富田林税務署

☎0721・24・3281

原動機付自転車などの廃車の手続きはお済みですか

軽自動車税は毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税されます。

既に所有していない方、市外に転出し定置場が変わった方は、速やかに廃車の申告手続きをしてください。

4月1日までに手続きがない場合、引き続き所有しているものとして、令和8年度の軽自動車税が課税されます(月割制度がないため全額)。ご注意ください。

問合せ先 税務課税制担当(2階②番窓口) ☎939・1068

問合せ先 魅力発信課(3階⑥番窓口) ☎939・1051